

庄内平地農村の入会地（中）

村方資料にみる入会地の生涯

宇佐美 繁

三 入会地（山林原野）の地租改正

荒瀬郷の村々が、藩制期をつうじて、秣、肥草、萱等々の刈取場として利用していた入会地は、旧日向川の南東部に接した西部入会谷地と、農民達が東山と通称する鷹尾山常禅寺山一帯であった。これらの入会地のうち、入会谷地は、一六〇〇年代から新田開発の対象とされ、幕末までに、その大半が水田と畑に変貌した。われわれが主な対象としてきた五ヶ村谷地（旧宮形村、星川興野村、木野内村、福升村、二ツ柳村の村々入会地）の場合、寛文三年（一六六三）に、越橋地方に六町歩与え

られたのだが、地租改正前で、畑地となった一町四反の他、一町三反の秣場を、門田村地内に残すだけとなったことは、先に見たとおりである。

他方、東山・鷹尾山の場合は、形式的には平田・荒瀬両郷の惣容（札山）入会として、内実は、一村入会として、その形を変えることなく地租改正を迎えている。

この二つの入会地の、地租改正の実施過程をあとづけることが、ここでの課題となる。

(一) 官民有区分

維新政府のもとで、荒瀬郷を含む庄内地方は、明治二年八月から酒田県（第一次酒田県）の管轄下におかれた。しかし、天狗騒動、ワッパ騒動に象徴されるこの時期の混乱は、行政機構の再三再四にわたる編成替えを余儀なくさせ、酒田県も次のような変遷をみている。

明治三年九月六日 酒田県を廃し山形県に合併。酒田に山形県出張所を置き、旧酒田県区域を支配せしむ。

明治四年一月二日 再び酒田県を置き、庄内三郡を管す（第二次酒田県）。

明治八年八月三日 酒田県を廃し、鶴岡県を置き、庄内三郡を管す（県庁、酒田より鶴岡へ移転）。

明治九年八月二日 鶴岡県及び置賜県廃止され、山形県に合併。山形県支庁を旧致道館（鶴岡県のとときの県庁）に置く。
 『庄内史年表』

入会地を含む山林原野の地租改正は、鶴岡県の時着手され、山形県に合併されて以降の明治一〇年一月に完了している。^①それは、維新政府の威信を誇示するが如く、農民の抵抗を全く寄せつけず、きわめて、機械的に事を処し、異例の早さで行われた。われわれがこれまでみてきた二つの入会地について、官民有区分の結果をみると次のようである。

鷹尾山札山の場合①藩制期を通じて、村相互間の申合せを忠実に守って、秣場としてだけ利用してきた荒瀬郷分の入会地は、ことごとく官有地とされた。②平田郷分においては先にみたごとく、親村（北俣村・山谷村）を中心に一部開畑されたり、後には植林されたところもあったが、そうした箇所だけは民有地とされ、秣場として最後まで利用してきたところが官有地に区分された。

門田地内にあった五ヶ村谷地の場合、沼地として残されていた三反一畝歩を除き、開畑されていた箇所も含めて民有地とされている。

鷹尾山については、明治一〇年二月二日付の『高尾山条約証書 控』が豊原村（福升村と二ツ柳村の合併村）に、五ヶ村

谷地については、明治九年三月に門田村から提出された民有地としての証明書と、その「譯書上」が門田村に残されている。

〔鷹尾山札山〕

御 請 書

羽後国飽海郡

字西澤四番

上下北俣村^(主) 入会

一 秣 場

豊 原 村

是ハ從來式ヶ村ニテ秣草刈取他ヨリ一切關係無之
 尤山税上納所有仕来申候

同所百廿壹番

一 秣 場

右同断

右者從來前書之緣故ヲ以所有地ト相心得居候得共別段確証書無御座候ニ付 今般逐一御札之上御教諭ヲ以官有地ニ無相違段氷解仕候ニ付 兼テ指上置候諸帳簿更ニ官有地ト記載差上可申候 依テ御請書如斯候也

但御拂下ケ又ハ拝借奉願ニ於テハ夫々見込相立本年二月廿日限り可願候旨御達之趣奉長候

明治十年二月 上下北俣村

地主惣代

加藤請四郎

里正浅井 市郎
同 前田 仲治
豊原村
地主惣代

後藤市十郎
里正伊藤鉄五郎

第五大區二小區

副戸長

渋谷 正通

第五大區八小區

戸長

庄司 則久

山形県

地租改正掛

御 中

(5)『豊原』

(注) この土地は豊原村の縁故地であるが、「諸願上不都合ナルヲ以テ」地元上下北俣村に「百分ノ式分通……分裂」させたものである。

〔五ヶ村谷地〕

《ノート》 庄内平地農村の入会地(中)

第六大區二小區 門田村

民有地 字切添谷地

一反別壹町三反壹畝拾八步

此税米四升四合

是ハ宮形村二ツ柳村福升村木野内村星川興野村五ヶ村入会取持地

右之通相違無御座候也

明治九年三月 第六大區二小區門田村

村長 金子喜代吉

戸長 田中 自顕

鶴岡県令三島通庸殿代理

鶴岡県七等出仕 吉田清英殿

(6)『門田』

この書類には、民有地であることを証明するための次のような「譯書上」が添付されている。

草谷地之儀民有地之譯書上

今般公有地之内有税之分官民有地之區別御取調ニ付確証書類取調可申上旨御布達之報奉承知候 右ハ先年越橋村分草谷地二ツ柳村福升村星川興野村木野内村宮形村右五ヶ村取持之場所 元禄度大庄屋菅原治右衛門与申仁望ニ付相渡シ

《ノート》 庄内平地農村の入会地（中）

置候開田相成右替地門田村分ニ而請取置申候 其節之証書
別紙写之通ニ有之元来民有地ニ御座候ニ付右様勝手仕置候
事ニ御座候 此段申上候也

明治九年三月

第六大區二小區

二ツ柳村

村長 伊藤鉄五郎

福升村

村長 後藤 權藏

星川興野村

木野内村

村長 池田 喜助

宮形村

村長 菅原惣右衛門

（⑥『門田』）

（注）この別紙は、二の（一）の（1）で引用した「乍恐以書付願申候事」のことである。

以上の二つの文書は、豊原村が直接関係している鷹尾山札山と五ヶ村谷地について示したものであるが、他の旧村分についても事情は全く同じであった。例えば、鷹尾山の場合、豊原村

はここに示した西沢四番（一七町三反——地租改正時点での面積、以下同じ）と、同一二一番（八町二反）が官有地とされたわけであるが、木野内・宮形・星川興屋の合併村である城輪村の場合は、西沢一番、二番、三六番、一一九番、一二〇番の五カ所合計面積二四町二反が、本楯村の場合は、西沢一一七番、一二二番、七番、宇土沢一九四番の四カ所計三六町七反が、保岡村（越橋、高田新田、北吉田、中吉田、京屋新田の合併村）の場合は、西沢二〇番、三七番、四〇番、宇中台一七三番の四カ所計二五町九反の秣場が、豊原の場合と同じ形式でもって官有地とされている。

また入会谷地についてみれば、五ヶ村谷地と同じく寛文三年（一六六三）に藤塚谷地に割当を受け、延宝三年（一六七五）より上藤塚村を通して年貢を納めていた旧正竜寺村分の谷地五町七反および当時の大庄屋池田六兵衛を介して旧南吉田村分となっていた三町の草刈谷地は、地租改正時点においても、それぞれ二町四反八畝六歩、一町七反五畝七歩の秣場を上藤塚地内に残していた。この二つの秣場については、上藤塚村より民有地としての次のような上申がなされ、最終的にも民有地として確定した。

第六大區二小區

上藤塚村

民有地

字南荒堰向 第六大區二(区表付)小南吉田村中持

一反別耆町七反五畝七步 秣場

此税米六升六合

民有地

字沖ノ沼 同區正竜寺村中持

一反別式町四反八畝六步 秣場

此税米耆斗六升四合

合反別四町式反三畝拾三步 萬延元申年

此税米式斗三合 開田之殘地

是ハ延宝三卯年上藤塚村ヨリ南吉田正竜寺へ貸地両村一

同持 尤確証ハ無御座候得共トモ萬延元申年開田之場所当

時大縄場貢米收納右地所賣買モ仕居候ニ付民有地ト心得居

申候

右之通相違無御座候也

第六大區二小區上藤塚村

明治九年三月

村長 堀 繁三郎
戸長 田中 自顯

鶴岡県令三島通庸殿代理

鶴岡県七等出仕吉田清英殿

(6)『門田』

《ノート》 庄内平地農村の入会地(中)

(二) 官民有区分の基準

こうして、藩制期に荒瀬郷の村々が、秣・肥草場として利用していた二つの入会地のうち、鷹尾山は官有地として、旧日向川南東部に接した西部入会谷地は民有地に区分された。

この区分の基準が、その時期及び内容からみて明治九年一月二九日に、政府から出された「昨八年当局乙第三号同十一号達ニ付山林原野等官民所有区別処分派出官員心得書」に依つたものであることは明らかである。この心得書は六条よりなっているが、直接関係する第一条と三条は次のようである。

第一条

一 旧領主地頭ニ於テ既ニ其村持ト相定メ、官簿亦ハ村簿ノ内公証トス可キ書類ニ記載有之分ハ勿論口碑ト雖トモ樹木草茅等其村ニテ自由致シ何村持ト唱来リタルコトヲ比隣郡村ニ於テモ瞭知シ遺證ニ代ツテ保証スルカ如キ山野ノ類ハ旧慣ノ通其村持ト相定メ民有地第二種ニ編入スルモノトス

第二条

一 従来村山村林ト唱ヘ樹木植付或ハ焼拂等夫々ノ手入ヲ加ヘ其村所有地ノ如ク進退致来ル分ハ……民有地ト定ムルモノトス

第三条

一 従前秣永山永下草銭冥加永等納メ来リタルト雖トモ曾テ

〔イ〕
培養ノ勞費ナク全ク自然生ノ草木ヲ採伐仕来タルモノハ其
地盤ヲ所有セシモノニ非ス故ニ右等ハ官有地ト定ムルモノ
トス（『地租改正基礎資料』中巻、五八一頁）

これまでみてきたように、入会谷地は、藩から村々へ与えられ、しかも藩の公認のもとで新田（畑）開発がなされてきたものであり、売買も行われ、年貢米も、例えば門田地内にあった大島田分谷地の場合は「八表式斗四升式合三タ 大島田村中」あるいは五ヶ村分谷地については「毫斗三升五合五タ 五ヶ村」と「御成簡名寄一紙」に記載されて残されている。それは、民有地の条件である「旧領主地頭ニ於テ既ニ其村持ト相定メ、官簿亦ハ村簿ノ内公証トス可キ書類有之分」にそのまま該当するものであった。

他方鷹尾山の場合は、事実上一村持の入会山として利用してきたのであるが、形式的にはあくまで、個々の農民が札をもって入り合う惣容入会の札山であった。そこでは、札一枚につき二升の年貢を納めた証拠はあっても村々の「所有」であることを証明する書類は一切存在しなかった。つまり官有地であることを規定した第三条の「従前秣永山永下草錢冥加永等納メ来リタルト雖トモ曾テ培養ノ勞費ナク全ク自然生ノ草木ヲ採伐仕来タルモノ」であり、それは「其地盤ヲ所有セシモノニ非ス」と

されたのである。この第三条の規定によって、第一条の「口碑ト雖トモ云々」以下の規定は全く骨抜きとなり、事実上徹底した証拠主義——一村持地、あるいは個人持地として田畑を開いたり、売買した事実を示しうるもの——によって、飽海の山林原野の官民有区分は行われたものと考えられるのである。

それは、秣山を利用していた村々・農民からみれば、二重の意味で理の通らないことであった。一つは、山を利用する地元（イ）の農民からすれば、秣場利用も畑地利用も、同じ「所有、形態」を前提とした土地利、用形態の違いでしかなかったからであり、今一つは村相互間の申合せを忠実に守り、秣場としての機能を保全させてきた荒瀬郷の村々（イ）の入会地は官有地として取り上げられ、他方で、藩の許可もなく秣場を畑に開き、当時の大庄屋達によっても「心得違いの者」とされた平田郷北俣村・山谷村の秣場の一部（畑や植林された箇所）が、民有地として、農民に帰属することになったからである。これらの点は明治一〇年の際は不問に付され、農民が抵抗した形跡も残されていない。だが、農民のそうした論理は次の文章から知ることが出来る。

明治三二年になって時の農商務省は国有山林の下戻しを行うのであるが、北俣村からも二〇〇町歩の山林について下戻し申請が出されている。それは七件に分割して申請されているのであるが、その申請理由はいずれも同じ文章であって以下のよう

に記されている。

国有林下戻申請書

山形県羽後国飽海郡北俣村

申請者 高橋徳治

外拾名

合計面積 拾八町六反五畝廿四歩

事實

抑モ申請人等ノ居村ハ山間ノ一小部落ニシテ素ヨリ耕種ノ一途ヲ以テ衣食ノ資ヲ充タシニ足ラバ故ニ祖先等居所ヲ本村ニ定メシヨリ以來小柴萱萩ヲ始メ自生蔬菜ノ類ニ至ル迄皆悉ク前記ノ山野ニ仰キ以テ或ハ之ヲ自用ニ供シ或ハ之ヲ鬻^{ウツ}ギ即チ生活資料供給地トシテ之ヲ占有シタリシニ官之ニ山税ヲ課シタルモノニシテ爾後代々之ヲ承継シ自由ニ進退シ且引続キ納税シ来リタル申請人一同ノ共有地ナリシ然リ而シテ地租改正以前ニ在テハ百般ノ事業繁雜ヲ避ケ單純ナルヲ尊フノ習慣トシテ共有山野ヲ管理スル亦一定ノ方法ナク共有者中田畑ヲ墾キ又ハ樹木ヲ植付ケントスルモノ有ルトキ之ヲ認諾シ其区域内ハ自由ニ之ヲ領有セシメタリ而シテ地租改正ニ際シテ是等共有山野ノ一部分ナル田畑及植林地ヲ民有ト為シ前記共有山野ハ官有地ニ編入セラレタルモノナリ

《ノート》 庄内平地農村の入会地（中）

理由

民有地ニハ総テ租税ヲ課スルコトハ古來ヨリノ通規ニシテ山税ハ即チ一ノ租税ナリ故ニ從來山税ヲ貢納シタル前記ノ山野ハ民有地タル柄乎トシテ明ラカナリ又仮リニ一步ヲ譲リ官有地ニ編入シタルヲ以テ相当ナリトスレハ共有山野ノ一部分即チ共有山野ト元全性質ナル一方ノ田畑及植林地モ民有ト為スノ理由ナカリシニ單ニ手入シタル廉ヲ以テ民有ト為シ他ノ一方ノ前記ノ山野ハ納税シタルニモ拘ラズ手入セザル廉ヲ以テ官有ニ編シタルハ一ノ理由ナキ不當ノ処分ナルヲ以テ明治參拾貳年法律第九拾九号ニ依リ之レガ下戻リ申請スルモノナリ（傍点ハ引用者）

立證

上下北俣村明治五年全七年租税皆済帳式冊及明治四年同七年御成箇浮役并ニ御貸付元利取立名寄帳上北俣下北俣村分式冊ツツヲ提供ス但帳簿ハ本申請書外七件ニ対シ之ヲ提供スルモノナリ
右申請仕候也

明治參拾參年六月式拾七日

高橋 徳治

（外十名省略）

山形県飽海郡北俣村長 阿部 永作

《ノート》 庄内平地農村の入会地（中）

農商務大臣 曾禰 荒助殿

（秋田管林局保管『山形県飽海郡下辰申請書類』より）

西部入会谷地が藩制期をつうじて開田・開畑に供され、その大部分が個人占有地として分割され、事実上共有の秣場としての役割を終えていたことを考えると、地租改正における鷹尾山の官有地への編入は、荒瀬郷の秣肥草入会地が、基本的に国の統制下に置かれることを意味するものであった。

事実、その後の推移をみると、入会谷地は引きつづき開田・開畑がなされて、個人所有地となる割合を一層高めていったのに対し、鷹尾山入会地は、荒瀬郷の村々と国（管林署）との間での、対抗・連携を軸としてその歴史を刻むこととなったのである。

注（１） 庄内地方の山林原野における地租改正の実施過程は、いまだ不明なところが多い。それは山形県庁が明治四四年に火災に遭い、官側の資料で裏づけることが困難であることに起因するものであり、今後の村方文書の発掘による積み重ねと、中央官庁およびその附属機関に保管されている資料の整理に待たねばならない状況にある。

その一助として、われわれの収集した資料のなかから、実施過程にかかわる二、三の文書を紹介しておく。『鶴岡市史』は、中巻第一編第六章において「鶴岡県

の地租改正」を論じている。そこでは、二口文書および斉藤文書によりながら、明治九年「九月初頭には官民有区分の仕事はまだ開始されていなかった」とし、「九月中旬から一〇月初旬にかけて……部分的に進め」、「官民有区分の仕事が本格化するの、……明治九年一月であった」。「そして官民有区分は、翌明治一〇年二月までには、ほぼ終了した」。さらに続けて「明治一〇年三月、鶴岡在勤の地租改正掛は……近いうちに山林原野の地租改正を実施すること、官民地の実地丈量を行うことを、はじめて明らかにした」としている。

われわれが分析対象とした荒瀬郷（地租改正期における第六大区）の場合、『市史』の指摘している年次と若干異なっている。先にあげた五ヶ村谷地の官民有区分は明治九年の九月中旬からではなく三月には着手されていたことが、引用した文書の届出の日付から明らかであるし、さらに明治八年八月二日付の、次のような書付が残されている。

草野之儀ニ付申上候書付

第六大区二小区

門田村

一米八升四合

草税

但従前収税仕居候得共実地安政七年申年不残

開田尤貢米之内草税御引方相成当時大繩場ニ
而百姓銘々割紙所持罷在別紙寫之通賣買住民
有地ニ相違無御座候

右者官民有地之區別御糺ニ付申上候也

明治八年八月廿二日

村長 金子喜代吉
戸長 田中 自顯

租税課御中

但二通書上

(⑥『門田』)

この「書付」が、「草野」の「官民有地」区分のため提出されたものであることは、文面からして疑いのないところであるが、この地所が、すでに「不殘開田」されたところであることから、そのまま、「山林原野」一般の官民有区分の実施を意味するものであるかどうかは、疑問の残るところである。今後の検討に待ちたい。

今一つ、山林原野の実地丈量の遑しであるが、これについても『市史』の指摘する明治一〇年三月よりも以前に出されていたことを想定させる次のような二通の文書が残されている。

門 田 村

一金拾三錢五厘 今野五兵衛

《ノート》 庄内平地農村の入会地（中）

一金拾三錢五厘 佐藤六兵衛

（中略……以下九名について同じ）

小以老園四拾八錢五厘

右者元荒瀬郷三拾三ヶ村入会山地元常禪寺村分
今般地租御改正ニ付 山中々追々公事仕罷成候為
諸入費ニ而三拾三ヶ村戸数割取立控如件

明治九年子四月十三日

新れキ 五月十六日

村長 金子喜代吉

門 田 村

一金拾貳錢四厘 今野五兵衛

一金拾貳錢四厘 佐藤六兵衛

（中略……以下九名について同じ）

合金老園三拾六錢四厘

右者元荒瀬郷三拾三ヶ村入会持山地元常禪寺村分
今般地租御改正ニ付丈量済迄諸入費戸数割ニ而三
拾三ヶ村ニ而課出控如件

明治九年八月十二日

旧れキハ六月廿三日

村長 金子喜代吉

(⑥『門田』)

この二通の文面からすれば、入会山を含めた山林原

《ノート》 庄内平地農村の入会地（中）

野の地租改正の実施に関する通達が明治九年の初頭に
出され、それに対応すべく、村々でその費用の徴収を
計り、さらに八月になって、地元常禅寺村分から実地
丈量が開始され、再び村々で、その費用を追加徴収し
たものと考えられよう。

以上の二点を含めて、荒瀬郷における実施過程につ
いて判明した限りで日付を追って整理すると以下のよ
うになる（「」は関係村）。

〔明治八年〕

一二月一九日 田畑宅地丈量完了（門田、門田新
田村）

〔明治九年〕

三月 入会谷地の官民有地区分上申（門田
村・上藤塚村）

（五月一六日） 荒瀬郷三三ヶ村入会山（常禅寺山）
（八月一二日） 丈量のための費用徴収（荒瀬郷三三
ヶ村）

八月二六日 田畑の「収獲米豆調査」のため地租
改正事務局官員および鶴岡県官員巡
回（第六大区二、三小区）

一一月二七日 反別、地価金、地租金額確定（門
田村）

〔明治一〇年〕

一月一九日 官民区別未詳として残されていた、
萱地、秣場、芝地等の官民有区分確
定（保岡村）

二月 西澤山入会地の官有地としての確定
（豊原村、城輪村、本楯村、豊川村、
鶴田村等）

四 地租改正以降の変遷過程（入会谷地）

（一）門田地内五ヶ村谷地

（1）入会地の個人への分割

地租改正の官民有区分で民有地と認定された五ヶ村谷地は、
明治九年の村合併で新たに誕生した城輪村（宮形・木野内・星
川興野合併）と豊原村（福升・二ツ柳合併）の所有地となり、
さらに明治二二年の町村合併で、本楯村（本楯・城輪・豊原他
四ヶ村合併）の所有するところとなった。この間にも、開畑は
進行し、秣場としての機能は一層縮小していった。そして明治
二九年になって、地租改正時点で官有地とされた三反一畝の沼
地以外は、全部個人へ売り渡された。

この時の登記簿には、数百筆に細分された分割地について、
以下のように記載されている。

飽海郡西荒瀬村大字穂積字尻地五拾六番ノ乙ノ式拾五

一 畑 式歩

明治貳拾九年九月拾貳日登記 全年八月貳拾六日付賣買証書ニ依リ飽海郡本楯村大字豊原字福升田貳拾八番地後藤多右衛門カ同郡同村大字城輪・豊原村長杉山三郎治ヨリ取得シタル所有権ヲ登記ス

ここに売渡者として登場している杉山三郎治は、当時の本楯村長である。それが、本楯村長としてではなく、城輪豊原村長となっているのは、事実上の所有権が、旧城輪村と旧豊原村に存していたことを表現したものだと思われる。

こうして、登記上における入会地の個人分割は、明治二九年をもつて完了するの⁽¹⁾であるが、事実上の分割は、明治一二年に行われていた。それは、入会地が畑地として開墾された後、百姓株一人分につき、五畝一四一五歩の割でなされたものであった。この百姓株の内容についてはあらためて言及するが、百姓としての内実を備えていた百姓が原則として一株を所有していたもの⁽²⁾のようであり、旧五ヶ村の場合は、水呑のいない本百姓の村だったため、当時の村を構成する家一戸につき一株分ずつ分割されている。その中で、只一つの例外をなしたのが、次の文書に登場する旧福升村の今野定助と、旧二ツ柳村の兵田平太（屋号藤吉後徳兵衛）の場合であった。

《ノート》 庄内平地農村の入会地（中）

今野定助家は、藩制期福升村にあって、二町数反の田畑をもつ大百姓であったが、安政七年、故あって没落し、田畑のみならず、屋敷地を含めて、二ツ柳村の（兵田）徳兵衛家へ質入をし、同時に百姓株も譲渡し「高掛外上納物并色々之出銭」一切を、徳兵衛家で負担するようになる。明治九年になって、屋敷地を徳兵衛家から貰い受け再興するのであるが、百姓株はそのまま徳兵衛家で所持していたのである。こうした事情があつて、明治一二年の五ヶ村谷地の分割に際しては、定助家だけが無配分となり、徳兵衛家が百姓株二人分——一反一畝拾九歩——を受けとることになった。

明治二九年九月の登記を含めた入会地の分割は、こうした「例外」を内包したものであった。それは、明治二九年の暮になって、定助家と徳兵衛家を中心としつつも旧五カ村をつつみこんだ争いへと展開する。それは、次節で考察する五ヶ村谷地の沼地分（地租改正の際官有地として残された三反一畝の土地）の所有権をめぐる争いを背景にもつてのことだったが、その間の事情は徳兵衛家に残されている次の文書に、きわめて詳細に綴られている。

覚

一 明治二十九年十一月二十三日（旧十月十九日）本郡西荒瀬村大字穂積地内字尻地五拾五番原ト沼地当今原野訴訟

《ノート》 庄内平地農村の入会地（中）

事件相手人伊藤鉄五郎後藤弥衛ノ件ニ付右弥衛ト五ヶ村調和之保證書仕度旧五ヶ村現今城輪豊原委員後藤弥衛後藤多吉後藤与衛菅原惣右衛門池田権三郎池田専太郎後藤五郎右衛門伊藤巳之助兵田鉄蔵及拙者ト拙宅へ集会之折午前十時頃菅原惣右衛門ニ於テ拙者ヲ玄開口ニ呼ビ出サレ注意致サレタルハ伊藤鉄五郎ハ我ヲノ五ヶ村委員タルヲ遣恨ニ思ヒ野心ニモ不当ノ事ヲ以テ今野定助ヲ嘸ス、原五ヶ村谷地明治十一、二年ノ頃畑地開墾右定助分拙者へ割当リ居レルモノヲ今更三百代言ヲ差向ケ拙者ヨリ奪取セント奸謀レ居レル由申告ケラレタリ、拙者ハ右心付難有謝シ同日後藤弥衛五ヶ村ト調和ノ件ニ付右弥衛親族トシテ後藤延吉同道拙者モ伊藤鉄五郎方へ罷越シ候処伊藤鉄五郎相続人伊藤久米治ヨリ定助ナルモノ右畑地ノ件ニ付拙者ニ対シ起訴スル旨心付カレタリ想フニ久米治ハ自分定助ヲ嘸ス庇ヒ居レルモ是レヲ陰ニシ陽ニ心付ト偽ハラレタルコソ拙者ハ心中可笑カシク其節ハ心付ノ程難有謝辞申置候

一十一月三十日旧十月廿六日午後四時頃居村後藤重蔵宅寄留土井万蔵殿ヨリ又々定輔ニ於テ拙者ニ対シ谷地畑ニ付故障仕掛ケル旨心付カレタリ

一十二月二日旧十月廿八日拙者モ油断大敵ナリト相考ヘ其

事実ノ保證ヲ請ハント欲シテ其事実ノ顛末ヲ記載シ先ツ旧二ツ柳福升同日夜拙宅へ集会ヲ請ヒ依頼候処誰一人ノ異議者無ク却テ嘸者ノ伊藤鉄五郎ヲ憎マシゲニ拙者ノ差出シタル事実顛末保證依頼書ニ伊藤鉄五郎ト今野定助除クノ外一同捺印上保證被致候

一十二月八日旧十一月四日相手人伊藤鉄五郎書面右沼地訴訟事件委任状へ調印ノ為メ城輪神社へ集会之折右輔定ニ対スル事実顛末書記載保證依頼書へ尚保證願度依頼候処一ノ動議ナク勿論嘸者ノ伊藤鉄五郎ノ惡逆無道タルヲ憤リ一人ノ欠員ナク皆々捺印ノ上其事実タルヲ保證被致候是又難有候事ニ御座候依テ定助ハ本日ニ到リ前条不当ノ異議ヲ拙者ニ対シ表シ兼居ルモノナレハ向來ノ処ハ無キモノト愚考致シ候得者……

（以下略）

明治二十九年

十二月廿八日記之置

実父兵田徳兵衛相続人 兵田 平太

（⑩『徳兵衛』）

この「覚」に述べられているように定助家と徳兵衛家の争いは、実は定助の背後で糸を引いている伊藤鉄五郎（屋号与助）と兵田平太の争いであつた。それは藩制期をつうじて二ツ柳村

最大の百姓であった与助家と、幕末期から急速にのしあがってきた徳兵衛家の、ムラにおける権力争いをも含んだものであったが、結果は、旧五カ村の百姓に支持された平太の勝利に終わる。その、支持を訴えた保證依頼書には、この五ヶ村谷地の分割の経緯も合わせて記述されているが、先の「覚」と、この「保證依頼」の中から、本百姓村における本百姓相互間の平等性と内部葛藤の激しさおよび「百姓前」以下のものに対する差別性を読みとることが出来るよう。

保證依頼

飽海郡西荒瀬村大字穂積字尻地五拾番五拾四番ノ内

一畑反別四畝廿歩

飽海郡西荒瀬村大字穂積字尻地五拾六番

一畑反別六畝廿九歩

合反別壹反壹畝拾九歩

内

反別五畝廿四歩

右ハ五ヶ村谷地明治十二年中畑地ニ開墾致シ現今ノ大字城輪豊原へ当時分割セル百姓株一人分ニシテ旧福升村今野定助株ノ分ナリ、定助ナルモノノ株ハ過ル安政七年中困難ノ為メ貢納不足致シ本人ハ勿論福升村中協議ノ上拙家ニ譲リ渡シタルモノニシテ現今の諸課税及ヒ諸人足之類該株ニ対

《ノート》 庄内平地農村の入会地（中）

シ要スル者ハ惣テ拙家ニ於テ負担シ居リタルモノナレハ尤定助ナルモノ明治九年中屋敷ヲ有シ一家ヲ構ヘ居レルト雖モ該屋敷ニ於ケルハ拙家不本意ノ処本人ハ勿論福升村中ニ於テ強テ願立ノ上向來該株式ニ対シ何等ノ苦情致聞敷ヲ約シ 無代価拙家ヨリ貰ヒ受ケタルモノナルアレバ拙家ノ承諾ナキ限り定助ニ分与相成ヲサルモノニシテ且ツ定助ハ先キニ困難ノ際株ヲ拙家ニ譲リ明治九年ニ至リ亡父ノ跡ヲ再建セントシテ屋敷ヲ拙家ヨリ貰ヒ受ケタルモノナレハ該地ヲ我カ有ニセント欲スルモ 抑該地ハ明治九年ニ成リタル新ナル共有地ニ非ラスシテ從來ノモノニ候得バ安政年間拙家譲リ受ケタル百姓株ニ勿論縁故アルモノトシテ拙家ニ割当リタルハ貴殿等ノ熟知セラルル筈ニ候得共尚又相違ノ有無保證被下度奉願候也

飽海郡本楯村大字豊原ノ内旧二ツ柳村

明治廿九年十二月

兵田 平太

飽海郡本楯村大字豊原ノ内

旧福升村御中

(10)『徳兵衛』

こうして百姓達の数多くの悲喜劇を刻んだ五ヶ村谷地の、株場入会地としての機能は、明治一二年をもつて事実上消滅し、その個人への分割も、明治二九年の暮に、名実ともに完了した。

この時分割された畑は、極近年までのその名残りをとどめていたが、耕作者のほとんどは、畑近傍の門田・六ツ新田の農家へ変わっていた。

最後に、地租改正の際沼地であったため官有地とされた、三反一畝の土地について、その後の推移をみることにする。

(2) 最後の「五ヶ村谷地」

地租改正の際、官有地とされた三反一畝の「沼地」は、間もなく穂積村門田へ移譲された。この間の経緯は明らかでないが、明治一二年の畑地分割の際のことではないかと思われる。いづれにせよ、そのまま門田縁故の官有地であれば「五ヶ村谷地」は、その時点で、全く消滅するはずであった。しかし、明治一五年になって、門田が、この土地の払い下げを受けることになった時から、話はかなりややこしくなってくる。

まず、そのややこしい事情と、その後の顛末を記した「五ヶ村谷地之件顛末記」をみることにしよう。

抑モ該地ハ原ト官有ニシテ從來旧五ヶ村ニ於テ縁故ヲ有セシニ曩日故アリ其縁故ヲ地元穂積ニ移転セリ此ニ於テ穂積ハ之ヲ機トシ明治十五年中該地ヲ拂下ケ自己ノ有トナサントスルニ方リ當時旧五ヶ村ノ戸長伊藤鉄五郎ハ豊原総代人後藤弥兵衛ヲ誘ヒ前顛反歩ノ内三分ノ一分通ヲ穂積ヨリ旧五ヶ村神社ニ永遠寄付セザルベカラサル事ヲ穂積ニ対シ主

張セシニ漸ク穂積ハ之ヲ諾シ其談判相整ヒ穂積ニ於テ拂下ケヲナシタル事実ハ世人ノ能ク確知タル所ナリ 然ルニ拂下ケノ際全ク^(誤)諧誤ノ契約ヲ為シ其分通ヲ旧五ヶ村神社ノ有トナサズシテ単ニ伊藤鉄五郎及後藤弥兵衛ノ有トシテ拂下ケ爾來明治廿九年ニ至ルマテ其間十有余年彼等兩名ニ於テ所有シ來リシカ世運ノ進歩人智ノ啓発スルニ伴ヒ漸次人ノ注目スル事甚シク契約ノ錯誤ヲ正シ五ヶ村ニ返還セシメントシテ伊藤鉄五郎及後藤弥兵衛に対シ屢々交渉セシモ遂ニ調停スルコトヲ得ザリキ 是ニ於テ五ヶ村ハ大ニ之ヲ激昂シ其正邪ヲ辨セントシテ明治廿九年十一月十一日ニ該事ヲ委スルニ委員ヲ選拔シ次テ訴訟委員ヲモ拳ケ専ラ之ニ干ラシメ其事件ヲ委セ將ニ訴訟ヲ試ミントス 事急ナルニ際シ騒然タリ 後藤弥兵衛ハ該契約ノ^(誤)諧誤ニ出テシ事ヲ悟リ和議全ク成ルト雖モ独リ伊藤鉄五郎頑トシテ未タ之ヲ肯スル所ナシ 故ニ先ツ地元門田ヲ相手トシ事実ノ証明ヲ得ントシテ酒田裁判所に訴訟ヲ提出セルニ 當時西荒瀬村長高橋直勝氏斡旋スル所トナリ其訴訟ヲハ願下ケ同時ニ^(争訟ヲナサントシ)事實證明書ヲ穂積ヨリ得タルヲ以テ伊藤鉄五郎ニ対シ判斷ヲ仰カントスル準備既ニ成リタルニ西荒瀬村長高橋直勝及本楯村長松本謙吉ノ両氏ハ専ラ当事を問ニ平和ノ媒介ヲナセシニ調停其効ヲ奏シ伊藤鉄五郎モ前非ヲ悟リ終ニ該地ヲ五ヶ村ニ返

還シ将来双方間ニ於テ異議ヲ挿ム事ナク其局ヲ結ムコトヲ得
タリ 之ニ因テ左記ノ委員集会ノ上 從來不明ニ属スル該
地ノ所有權ヲ明ラカニシ神社ノ有トナシタル顛末ノ概要ヲ
爰ニ記録シテ後念ノ為ニ之ヲ備フ

明治三十三年（年）十一月四日

本楯村大字城輪

旧星川興野委員

弥惣衛

旧宮形委員

後藤 興 衛

多 吉

旧木ノ内委員

菅 原 惣 右 衛 門

シ

旧福升委員

池 田 権 三 郎

シ

旧二ツ柳委員

後藤五郎右エ門

シ

伊 藤 巳 之 助

兵 田 鉄 藏

兵 田 平 太

話はこうである。旧五ヶ村から萱谷地三反一畝を譲り受けた
穂積村（門田）では、明治一五年に官有地の払い下げを受ける
ことになった。その際、当時旧五ヶ村の戸長であった伊藤鉄五
郎は、豊原村総代の後藤弥兵衛を誘って、三反一畝の土地のう

ち三分の一を、旧五ヶ村の神社へ永遠に寄付するよう穂積村
（門田）へ申し入れし、その要求を通した。しかし、両人は、
その土地を神社（つまり旧五ヶ村）へは帰属させず、そのまま
自分達の所有地としたのである。それが発覚したのは明治二九
年であるが、推測するに、畑地の個人分割地の登記の際、隣接
したこの土地の所有名義が、兩名になっていることを見つけた
ことによるものであろう。

ここに及んで、兵田平太を中心とした旧五ヶ村の主達は、鉄
五郎と弥兵衛にその返還を迫るが、申し入れは受け入れられず
訴訟の準備を開始する。それは、まず旧五ヶ村からそれぞれ二
名計一〇名の委員を選出し、門田から「事実證明書」を得るこ
とであった。明治二九年一月に、後藤弥兵衛との間に和議が
成立し、門田からは、平太等五ヶ村の主張を裏づける「事実證
明書」が提出された。

こうした事実を前にして、伊藤鉄五郎も旧五ヶ村の主張を認
めざるを得なくなり、西荒瀬（穂積・藤塚等の合併村）・本楯
両村長の調停をのみ、この一件は落着する。これが「五ヶ村谷
地一件」のあらましである。先にみた今野定助と平田兵太の争
いがこの萱谷地の訴訟事件を背景にもち、伊藤鉄五郎が一枚か
んでいた事情も、このことによってよく理解されよう。

こうして、旧五ヶ村は再び門田地内に、一反五歩の「五ヶ村

谷地”を所有することになる。それは、ここでの契約どおり、神社に帰属するものとして、具体的には、宮形・城輪においては城輪神社の、福升・二ツ柳においては新山神社と皇太神社の、屋根葺用の萱取場として利用されつづけた。その土地へは昭和四四年に至るまで、秋になると村をあげて、あるいは、二、四名の当番をきめて、一斉に萱刈りに入り、その限りで、入会地の名残りをとどめていた。そして旧来どおり「五ヶ村谷地」と呼称し、「殿様から貰った場所」として語り継がれてきたのである。

しかし、昭和四四年になって、そのわずかの土地も失うことになる。日向川の河川改良工事が着工され、五ヶ村谷地も、その工事用地として、山形県に買収されることになったからである。⁽³⁾

門田に帰属した分も含めて三反一畝の土地は、昭和五〇年三月三十一日を引渡し期限とされ、三三九万円で売却された。ここに、寛文三年（一六六三）に、越橋地方へ六町の秣場を与えられて誕生し、三百年以上の年月の中に、百姓達の汗と、諸々の葛藤を刻みこんできた五ヶ村谷地は、名実ともにその生涯を終えることになる。

その生涯は、本田の再生産にとって不可欠の秣・肥草供給地として出発しながら、藩の年貢増徴政策・水利土木技術の発

展・秣肥草需要の低下等々を背景とした新田（畑）開発の荒波にさらされ、年々、入会谷地としての機能を失っていく過程であった。それは、時を同じくして誕生した飽海の西部谷地一帯の入会谷地に共通した運命でもあったのである。⁽⁴⁾

注（一）

明治二九年の入会谷地の売却に際しては、豊原村と城輪村の農家だけでなく、門田、下市神、宮内（主として六ツ新田）、高砂等々の農家へも売却されている。それは、五ヶ村の農家へ五畝一五歩ずつ売却（事実上の払い下げ）したあまり地で、売却に際して要した費用その他に当てたものであらう。

これに関連して、次のような文書が残されている。

兼テ五ヶ村谷地ノ畑人々前へ賣買証書昨十七日出
来候ニ付明廿日字六ツ新田民藏茶屋ニ於テ是迄ノ
諸費精算ノ上勘定致度候間尚ヲ其節杉山村長殿へ
出張ノ上証券御渡相成度旨願置候ニ付別紙調書ノ
金員及当日ノ会費御用意同日午前第九時迄御出相
成候様通知方御取斗有之度此段及御依頼候也
九月十八日 金子助左衛門

兵田平太殿

伊藤巳之助殿

（二）

門田村文書の中には、飽海郡で唯一と思われる文政

一年以降の宗門人別帳が含まれている。ここでの本百姓と水呑の区別は、居屋敷持ちのうち、高一石以上のものを本百姓とし、それ以下のものが水呑となっている。

豊原、城輪の、旧五ヶ村の場合、居屋敷持ちの百姓は総て高一石以上の名請地を保有していたところから、村を構成する農家は総じて本百姓であったとみていいであろう。

(3) 旧豊原村は、明治二九年の分割に際し、構成員二〇名の記名共有のかたちで、字尻地五六ノ一の畑を、二畝五歩取得している。この畑は、それ以前（記録で残っているのは明治一九年からであるが、一二年の分割の際のものであろう）から事実上豊原村の所持地として使用しており、村人の中から耕作者（小作人）をたて、村で作徳米（一斗六升一合六タ、明治二七年より一斗四升、戦後は金納となる）を取得してきたものである。

この地所は、日向川の改修工事に際しては換地処分を受け、昭和四七年に字川原一三五番地に二畝一步の代替地を与えられた。豊原では今日でも、ここを「五ヶ村谷地の畑」として、神社の会計簿に記載している。それはすでに五ヶ村谷地でも、入会地でもないが、それだけが、過去三百年にわたった「五ヶ村谷地」

《ノート》 庄内平地農村の入会地（中）

の痕跡を、その呼名の中にとどめることになるであろう。

(4) 寛文三年に新田目村、本楯村二ヶ村（明治九年からの本楯村）に与えられた西谷地、袋谷地合わせて一七町歩（藩が与えたときの面積）の土地についてみれば次のとおりである。

西谷地一三町（地租改正以後の実面積）は、藩制期をつうじてことごとく開田され、百姓前（本百姓）百戸が一反三畝ずつ分割。

袋谷地一一町歩は、明治二〇年代までに九町五反が開畑され、これもおよそ百戸の百姓で平等分割した。残された一町五反の土地は、飼料谷地と呼ばれ、明治末まで、一村入会の秣場として使用されていたが、この土地も開畑されて、個々人へ分割された。

水田となった西谷地は、飽海の耕地整理以前においては、一反三畝の田が五枚に区切られ、ほとんどの農家がそのまま持ち分を保持していたという。またその地所のなかに、現在でも「萱置場」という小名が残されており、萱谷地時代の名残りをとどめている（以上、旧本楯村杉山良太氏よりの聞き書）。

(二) 入会谷地についての小括

これまで、庄内飽海郡のうち、主として荒瀬郷の平地農村で

利用してきた西部入会谷地の生涯を概観してきた。この節をとじるにあたって、仮説的に、その変遷過程の画期と、その背景を考えて、その小括としたい。

(イ) 旧日向川の南東部に開けた西部入会谷地の、藩制期における出発点は、「天正慶長ノ頃本郡西南ノ部分ハ卑湿ノ地ニシテ一旦洪水アレハ忽チ湖沼ヲ作り沼淺セテ谷地トナリ^(ニ)植林トナリ民居耕作ニ堪ヘサリシ」(①『郡誌』巻之一、三頁)状態にあり、荒瀬郷古村——等高線五メートル以上の東部に分布する村々——の、利用界も定かでない草刈谷地だったと想定される。それは、集落から距離的に近くしかも広範囲の面積をもつていた点から考え、当時の平地農村にとつては、東山——鷹尾山入会地以上に便利で利用度の高い秣・肥草・萱等々の供給地であったのではないだろうか。

(ロ) こうした草刈谷地に水田が開かれ、新田村立が集中的に行われるのは、酒井氏が庄内藩主として入部（元和八年—一六二二）してからのことである。この谷地内に開かれた高田、京屋、吉田、門田、上・下市神、下藤塚、東野、北谷地、田村、谷地田、西野等々の新田村は、いずれも、一六〇〇年代中期に成立している。このきわめて大規模な新田開発を進めた力は何であつたらうか。

酒井氏入部前の飽海は、最上氏と上杉氏の角逐する場であり、

最後まで強固な戦国大名による安定的・長期的な民政支配を受けることなく終わつた。そのため遅くまで、地方豪族——館主が蟠踞し、小地域を割拠して農民を支配してきたのである。それ故、最上川、日向川を治水し、大規模な水利事業を遂行する統一的努力は、酒井氏の入部に待たねばならなかったものと思われる。

西部谷地における一〇村以上の新田村立も、当然その背景に大規模な水利灌概事業があつたものと考えるべきであろう。これまで、その経緯を明らかにした研究はないのだが、わたしは、以下にみるような『日向川史』に収録されている資料からみて井皿堰の開削が、それでなかったかと考えたい。

藩制期の井皿堰は「荒瀬郷西前新田通村々ニ而専務ニ相用候井皿用水堰」(③『日向川史』第三巻、一八七頁、安政六年の願文より引用、傍点引用者)と記されている如く、専ら西部谷地内に開かれた新田のための灌漑用水であつた。この堰の開削を記した資料はないが、少なくとも一六〇〇年代の末から、この地域の水田を灌漑していたことは次の二つの資料から明らかである。

三千石井皿堰守ハ百弐年以前天和二年御郡奉行関新右衛門殿御勤ノ節新田目村勘右衛門へ五十石被下置云々

(③同第二巻、三〇〇頁)

後証定書之事

荒瀬郷新田目組井皿堰子之内下藤塚村 東野新田村 北谷
地新田 田村新田 泉新田 西野新田村 伝馬町新田 谷
地田村 右八ヶ村高合七百四拾石四斗壹升六合三勺之御田
地用水宝永三年より上藤塚村遊佐船通より取入来井皿堰水
不相用候ニ付云々

(3)同第三卷、一七九頁

この二つの資料は、天和二年（一六八二）には、井皿堰の堰
守が置かれており、宝永三年（一七〇六）には、井皿堰子之内
下藤塚村外七カ村が、遊佐船通から取水するようになったこと
を記している。つまり、ほぼ新田開発と時を同じくして、この
井皿堰は開削されていた。このことから、虫喰的に進められ
ていた新田開発をふまえつつ、一〇村以上もの村立をするよう
な大規模な新田開発のために開削された堰が井皿堰ではなかつ
たか、と考えたいのである。

(4) 寛文三年（一六六三）の藩権力による西部草刈谷地の検
地・再配分は、急激に進行する草刈谷地の新田開発による蚕食、
それに伴う秣肥草供給源の縮小——本田の生産力維持の困難性
に対する危機感を、藩権力と農民の共通認識としたものであつ
た。その認識の上に立って、入会っていた古村の村々からすれ
ば、激しく進行する新田開発に抗して一定の範囲内に草刈谷地

を含めて、自らの權益を直接行使しうる地所を確保しようとす
るものであつたし、他方藩権力の側からみれば、これまた一定
の枠内で新田村立地を確保しようとし、その両者の対抗の中で、
いわば「線引」的性格をもって実施されたものであつた。つま
りこの時期になると草刈場さえもが「有限、有償の土地」とし
て農民に意識されつつあつたことを意味するものであらう。そ
してそれは多分、ようやく確定しつつあつた「村ぎり」との深
い連関の上に「村高百石ニ付一町」の割で谷地の配分は行われ
たのである。

(5) 配分がなされてからしばらくの間、一七〇〇年前後の時
期までは、草刈谷地はかなり不安定な状態が続く。越橋谷地内
に与えられた五カ村の谷地六町は、三町が当時の大肝煎の見立
によつて新田にかわり、代替地として門田谷地三町が与えられ
ている。残りの三町も、宝永三年に五カ村の百姓によつて開田
された。

こうした不安定性は、一つは当時の庄内農村が、近世本百姓
村へ移行する過渡期にあつて、豪族層の系譜をひく大肝煎の支
配力が強く、そうした層の見立による新田開発を可能とするよ
うな条件が残されていたこと（藤塚村堀家の大野畑、草津新田、
古川池田家の新出、大窪、大蔵等は大肝煎層による新田であ
る）、二つは藩の年貢増徴策が、依然として新田開発優遇政策

を基本としていたことであり、三つは、新田村立を可能とした水利条件の整備が、村立自体は一応の終焉をみる一七〇〇年前後の時期においてもなお、相対的に大規模の切添的な新田開発を可能とさせていたことによるものであろう。

(※) 一七〇〇年代半ばから一八〇〇年代の半ばまでの百数十年間は西部草刈谷地の「安定期」であった。門田谷地内に与えられた五カ村谷地三町は、安政四年（一八五五）までは、ほぼそのままの面積で保持され、しかも五カ村の最有力農家層を谷地年番として据え、谷地内には見張番の小屋まで置いて、周到に維持管理されていた。

この草刈谷地の安定的利用は、実はこの時期の農村社会全体の安定性・固定性をその背景にもっていることだったと理解される。その詳細な検討は後日に譲るが、この時期が藩制期の大半を占め、しかも今日に至る庄内農村の原型を打ち出したものと考えられるので、その特徴点をやや詳しく例を挙げることにする。

- ① 水利体系の整備と新田開発の終焉。荒瀬郷の水田は、大きくみれば東部古村地域は両止堰によって、西部新田村地域は井皿堰によって灌漑されている。この両止井皿堰の水利体系が一応の整備を終えたのは一七〇〇年前後の時期であった。井皿溝が一六〇〇年代の、新田村形成

期に開削されたものと推定されることは先に記したとおりであり、その堰子のうち下藤塚以南の八カ村が、遊佐船通りから取水するようになって、水利条件の緩和をみたのは宝永三年（一七〇五）である。

両止堰の完成も宝永二年である。それ以前は、両止堰水系にある茨堰、寺田堰、前川堰、郷ノ目堰、新田目堰は、それぞれ別個に荒瀬川から取水していたのであり、両止堰の開削によつてはじめて、日向川の水を利用しうるようになった。

藩制期の荒瀬郷における日向・荒瀬川水系の水利体系は、この二つの堰の開削によつて一応の形を整えることになる。それは後にみるように井皿堰の水源の不安定性という一定の限界をもつものではあったが、その後は幕末・安政年間に至るまで、大きな変化、進展はなく、その限りで、安定的・停滞的状况で推移している。新田村立が盛んになされたのは、この時期、井皿堰開削の時だったのであり、大規模な切添開田も宝永年間の二つの事業即ち両止堰の完成と、下藤塚以下八カ村の遊佐船通りからの取水によつて可能となったものであった。しかしそうした開田も基本的には一七〇〇年代半ばで終了する。それは一七〇〇年前後に完成した水利体系の下での開田

の限界を示すものであった。

- ② 入会地分割の完了。荒瀬郷の秣肥草の供給源は、西部入会地と東山鷹尾山札山であったが、この地域の、各村々への事実上の分割は一七〇〇年代半ばまでに完了している。その分割は西部入会谷地の場合は藩権力の公認のもとになされ、鷹尾山の場合は、村々の自主的な申合せによるものであったが、そのいずれもが本田への秣肥草供給源の逼迫および入会地をめぐる矛盾の顕在化（前者は藩権力の新田開発政策と古村の従来からの權益との衝突、後者の場合は地元沢郷の村々と平場沖郷の村々との衝突）を背景にもつてのことであった。こうした秣供給の逼迫は、山草に代わる肥料の登場のなにかぎり、新田開発に一定の限界を与えると同時に、入会権も、不特定多数の農家へ与えるのではなく、村内で公認された百姓——基本的に本百姓に限定させることになるであろう。それ故入会権と表裏一体をなしている百姓株の形成・固定化も、この時期からのものと考えられるのである。
- ③ 村の範囲、村構成農家数の固定化。以上①と②の条件に大きく規定されてのことと思われるが、この時期から、村切りの確定を基礎とした、村を構成する一定数の農家と、一定量の土地面積が対応的に固定化していく。例え

《ノート》 庄内平地農村の入会地（中）

ば文中で登場した五カ村（二ツ柳村、福升村、木野内村、宮形村、星川興野村）のばあい、一七〇〇年代半ばの農家戸数は明治期に至るまではほとんど変化をみせず（これは分家の禁止、および潰れ百姓が出ない限り、新たに「家」をたてることは出来ないという村規範の結果と思われる）、当時村を構成した農家の大半が、今日まで存続しているのである。家々の呼称である「屋号」もこの時期から固定化し確定をみている。

以上要するに一七〇〇年代半ばから幕末にかけての草刈谷地の安定的利用期は、同時に飽海の農村社会の安定期であって、村は本百姓層を中心に構成・支配され、家も村も山も水も、一つの固定的な枠組みの中に維持されている時であった。そこでは多分、一定の水と山利用を前提とした水田と人と馬と草を組合わせた農法様式——それは明治期の乾田馬耕体系形成までの前史をなす——が形成されていたものと考えられよう。

（ハ）幕末期から明治初頭にかけて、草刈谷地は再び開田・開畑の洗礼を受ける。五ヶ村谷地は安政二年から問題となり文久三年に田畑合一町四反開かれているが、この他に門田地内にあった草刈谷地のうち、大島田谷地、中星川谷地が安政七年にそれぞれ二町九反および八反の開田がなされ、門田および門田新田持の谷地は、安政六年畑九反、安政七年田五反がそれぞれ開

かれている。そして、この時期の開田・開畑によって、西部入会草刈谷地は、ほぼ、その生涯を閉じることになる。

この時期の開田・開畑は、一つは治水・土木事業の新たな進展を背景とした日向川水系の完成、二つは草刈谷地を村内にもつ新田村の疲弊、それに伴う、開田・開畑要求の高まり、そして多分新たな肥料としての大豆・鰯（および人糞尿）の一定の普及がその背景にあったものと考えられる。その詳細な考察も後日に譲らねばならないが、水利体系についてだけ若干の考察を加えておこう。

日向川が現在の姿——門田から直線的に西側へ向かい、宮海を川口とするようになったのは、安政二年に起工し慶応二年に完了する「新川堀割」からである。この堀割の経緯は『日向川史』第一巻の冒頭に詳述されているが、それは印幡沼開削の経験を基礎とした高い土木工事技術をもってして、はじめて可能となったものであった。これに付随して、秋田街道の道路添に二五町余の溝渠——荒瀬船通新堰も開削されている。この大工事の結果、日向川の古川一〇〇町余が新田（茂作新田）となっただけでなく、周辺部の草刈谷地に新たな開田・開畑の条件を与えたのであった。

しかし井皿堰水系におけるこの時期の新田開発を直接的に規定したのは新川の堀割を契機とした、安政六年の、井皿堰への

両止堰からの分水である。それまでの井皿堰の水源は「橋本、大久保、北仁田右三ヶ村地方之内湯出探俣両川江流入候諸々之小堰又者其土地より湧出候水を水源ニ立」てていた。いわば日向川上流の小泉組地内で使われた水の落水や湧水に依存していたのであり、それが新田開発を一定の限界内にとどめていたのである。

両止堰からの、井皿堰への分水は、井皿堰もまたそれまでの迂回的な日向川の水利用から直接日向川の水系に組み入れられることを意味した。それは、日向川の水利体系の完成であり、同時に、荒瀬郷における大規模な新田開発の、最後の時期であり、西部草刈谷地が、その生涯を終える時期でもあったのである。

冒頭に述べたように、西部入会草刈谷地の変遷過程は、そのまま、荒瀬郷における新田開発の過程であった。それ故入会草刈谷地の消滅は、荒瀬郷における大規模な新田開発の終焉をも意味するものであった。

飽海郡におけるもう一つの大河川、最上川の河川敷に広まる入会谷地については、その関係村が平田郷の村々であることもあって、ここではほとんどふれることがなかった。最後になつてしまったが、その消滅の時期だけを記しておく。

最上川からの水利用は、日向川の場合よりもはるかに遅れ、大正期に入って、遊摺部に揚水機が設置されて以降である。この設置は、飽海郡耕地整理と同時になされたものであるが、この時に、四ツ興屋、大宮、小牧、遊摺部に囲まれた一貫野・五丁野谷地六八六町歩が開田されている。昭和初期に入ってから、最上川の堤防工事の完成に伴い、南平田の西谷地二五〇町および飛鳥の南部に広がる五三町の谷地が開田された（この地域の開田の経緯については、庄司仁三郎編「山形県飽海郡耕地整理」および「南平田耕地整理組合議録抜萃」——いずれも未発表の論稿——に詳しい）。これが飽海における大規模な新田開発の最後、即ち草刈谷地の消滅である。

以上の小括からうかがわれるように、入会草刈谷地の存在は、日向川、最上川の治水の遅れと、水利体系の未整備の段階に対応し、治水事業の進展、水利体系の整備と正比例して、新田にとってかわられていったのである。（未完）